

○ 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年厚生労働省告示第三号）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十三 （略）</p> <p>十四 一般社団法人日本労働者信用基金協会</p> <p>十五・十六 （略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第二項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>十一 一般社団法人日本労働者信用基金協会</p> <p>十一 一十三 （略）</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十三 （略）</p> <p>十四 社団法人日本労働者信用基金協会（昭和五十五年八月二十六日に社団法人日本労働者信用基金協会という名称で設立された法人をいう。次条第十号において同じ。）</p> <p>十五・十六 （略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第二項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>十一 社団法人日本労働者信用基金協会</p> <p>十一 一十三 （略）</p>